徳島の提言・要望

平成20年5月



徳島県政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

最近の国、地方を取り巻く状況を見ると、「第二期地方分権改革」への大きな転換点を迎えている中にあって、平成19年11月には、地方分権改革推進委員会の「中間的な取りまとめ」が発表され、地域間格差の是正や地域活性化などの課題も踏まえ、「地方が主役の国づくり」に向けた具体的な方向性が提示されたところであります。

本県では、こうした時代潮流を的確に把握し、「ピンチをチャンス」に変える気概を持ち、「地方分権新時代」を先頭に立って切り拓くとともに、本県の持つ「国内外に誇り得る優位性」を活かし、県民の皆様が「誇りと豊かさを実感できる21世紀の徳島づくり」を加速させるため、「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」に掲げる7つの基本目標に基づき、重点的な施策展開を図っております。

また、厳しさを増す財政状況の下で、限られた行財政資源を最大限に活用し、徹底した行 財政改革を行うため、「とくしま未来創造プラン」や「財政構造改革基本方針」等に基づき、 持続可能な財政構造への転換を目指して積極的に取り組みを進めているところであります。

しかしながら、財政基盤の脆弱な本県が、立ち遅れている社会資本の整備を図り、実効性 のある施策を推進していくためには、本県独自の努力はもとより、国の基本姿勢として、「地 方重視の施策への転換」への流れをより確かなものとしていただき、地域の実情に即した各 種制度の創設や財源確保などの御支援が必要であります。

国におかれましては、平成21年度の予算編成並びに施策の展開に当たり、本書に取りまとめました「徳島の提言・要望」につきまして、本県の実情を十分に御理解いただき、御検討くださいますようお願い申し上げます。

平成 20 年 5 月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

目 次

1 1	オーソンとくしま」の実現
1	地方分権改革の推進について(内閣府,総務省)1-1
2	国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について(総務省)2-1
3	過疎地有償運送への支援について (総務省, 国土交通省)3-1
4	人権が尊重される社会の実現について(法務省、文部科学省、総務省)4-1
4	八個が导生でする位本の天然について(仏が自,人即行于自,心が自)
π Γ:	経済飛躍とくしま」の実現
5	頑張る中小企業支援制度の創設について(経済産業省,文部科学省)5-1
6	障害者, 若年者の就職支援について(厚生労働省)6-1
7	農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について(農林水産省)7-1
8	配合飼料価格の上昇に対する畜産経営安定対策について(農林水産省)8-1
9	海洋観測の法的位置付けの明確化と財政措置について(水産庁)9-1
10	農林水産業にかかる公共事業の地方負担の軽減について
	(農林水産省、林野庁、水産庁)
11	(農林水産省, 林野庁, 水産庁) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	自己工化以及事業について(成件が注目)
πг	環境首都とくしま」の実現
12	
	(内閣府, 総務省, 農林水産省, 水産庁, 国土交通省, 環境省)12-1
13	環境税の創設及び同税源内における地方公共団体向け配分財源枠の確保について
	(環境省)13-1
14	新エネルギーの普及促進について(環境省,経済産業省)14-1
15	地域発の地球温暖化対策の推進について(環境省)15-1
16	建築物における地球温暖化対策の推進について
	(環境省,経済産業省,国土交通省)16-1
17	魅力ある水辺づくり総合支援制度の創設について(国土交通省) ······17-1
18	循環型社会の形成に向けた施策の推進について(環境省,経済産業省)18-1
19	地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について(林野庁)19-1
19	地球価暖信例正に囲りた林体対象の強信について(体對月)19-1
Т 7 Г	売入・売入して)ま」の 専用
	安全・安心とくしま」の実現
20	地域における医療の確保・充実について
	(厚生労働省,文部科学省,内閣府,法務省)20-1
21	消費者行政の機能強化について
	(内閣府, 公正取引委員会)21-1
22	食品表示の適正化について(農林水産省)22-1
23	地方自治体に勤務する獣医師の確保対策について
	(厚生労働省,農林水産省,文部科学省)23-1
24	南海地震対策について
	1 南海地震対策について(内閣府,総務省,消防庁,文部科学省,農林水産省,
	林野庁, 水産庁, 国土交通省, 気象庁) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2 津波避難困難地域における対策の推進について
	(内閣府, 消防庁, 国土交通省) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3 学校施設の地震防災対策の促進について(文部科学省, 内閣府, 総務省)…24-3-1
	4 県南部圏域における防災拠点施設の整備について(内閣府)24-4-1
	5 地震防災対策用資産の取得に関する支援について
	(内閣府,財務省,総務省)24-5-1
25	新型インフルエンザ対策について(厚生労働省)25-1
26	難病に係る治療研究事業の安定的な実施について(厚生労働省)26-1
27	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の見直しについて(厚生労働省)27-1

28	高病原性鳥インフルエンザ対策について(農林水産省)	·····28-1
29	限界集落等を対象とした土地の境界保全の推進について(国土交通省)	29-1
30	「地方道路整備臨時交付金」及び「地方道路整備臨時貸付金」を活用した	
	道路整備の推進について(総務省, 国土交通省)	30-1
31	直轄河川・堰堤等の維持管理に係る地方負担の軽減について	
	(総務省, 国土交通省)	31-1
32	地域の住宅政策の推進に係る支援拡充について(財務省, 国土交通省)	
33	港湾における大規模地震対策施設整備について(国土交通省)	
34	吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について(国土交通省)	
35	港湾・海岸整備について(国土交通省)	
36	災害予防対策の強力な推進について(国土交通省)	36-1
37	警察基盤の充実強化について(警察庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37-1
38	陸上自衛隊の配置について (防衛省) ····································	38-1
00		001
\mathbf{V} Γ	"まなびや" とくしま」の実現	
39	国立大学法人運営費交付金と地方国立大学の充実について(文部科学省)	39-1
40	海外留学奨励金制度の充実について(文部科学省)	
41	学校教育の推進に必要な教職員定数の充実について(文部科学省,総務省)…	
42	新学習指導要領の円滑な導入・実施について(文部科学省)	
43	次世代 存成 支援 対策 の 美宝 な 推進 について	
40	(内閣府, 財務省, 文部科学省, 厚生労働省)	12-1
	(四阁内, 即份百, 又即件于百, 序工万) 割百)	45 1
х л г	"みんなが" とくしま」の実現	
44	DV対策の強化について(内閣府, 厚生労働省, 警察庁, 法務省) ····································	11 1
45	でである。 では、では、これでは、「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	45 1
	介護保険制度の円滑な運営について(厚生労働省)	46 1
46	月護休陕制度の日イは連路にフいて(学生カ関目)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····40-1
47	団塊の世代対策の推進について(総務省、国土交通省)	·····4(-1
48	過疎地域の振興について(総務省,農林水産省,国土交通省)	48-1
х лт г	- ″にぎわい〟とくしま」の実現	
		40.1
49		·····49-1
50	- / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	50-1
51	離島航路補助制度について(国土交通省)	
52	後進地特例法における引上率等の見直しについて (総務省, 国土交通省, 農林水産省)	E0.1
50		52-1
53	新直轄方式による高速道路整備に伴う地方財政措置について	=0.4
	(総務省, 国土交通省)	53-1
54	複合一貫輸送の充実・強化について(国土交通省)	54-1
55	羽田空港の発着枠配分の新たなルールづくりについて(国土交通省)	55-1
56	本州四国連絡道路の通行料金等について(国土交通省)	56-1
57	高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について(国土交通省)	·····57-1
58	徳島飛行場の拡張整備事業について(国土交通省)	·····58-1
59	徳島市内の鉄道高架化について(国土交通省)	59-1
60	阿佐海岸鉄道をはじめ、第三セクター鉄道会社等の経営安定化について	
	(総務省,国土交通省)	
61	「風景街道」の活動を支援する新たな助成制度の創設について(国土交通省)	61-1
62	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録について(文化庁)	62-1
63	地域間格差是正に向けた「地方の道路整備等の財源確保」について	
	(総務省) 国土交诵省)	63-1

I 「オープンとくしま」の実現

1 地方分権改革の推進について

県担当課(室) 総合政策局

【提言・要望の趣旨】

「地方分権改革推進法」に基づく「地方分権改革の推進」にあたっては、「地方と十分に協議」するとともに、「地方分権改革推進委員会」からの勧告を踏まえ、「国と地方の役割分担の一層の明確化」、「国から地方へのさらなる権限移譲」、「地方税財源の充実強化」など、地方公共団体の自主性・自立性を高めるための改革を同時一体的かつ集中的に実施すること。

その際、関係府省の誠意ある対応を確保するとともに、国民の関心と理解を深めるよう特段の配慮を行うこと。

【徳島県の現状と課題】

平成19年11月,地方分権改革推進法に基づき設置された「地方分権改革推進委員会」から,「地方が主役の国づくり」に向けて,「地方分権改革の基本的な方向性」を明らかにした「中間的な取りまとめ」が公表されました。同委員会からは、今春以降、順次勧告が予定されており、「地方分権新時代」の実現に向け「正念場」を迎えています。

21世紀の我が国は、地方における行政をその住民の意思に基づき行っていくとの「住民自治」を基本とし、「個性豊かで多様性に富んだ、活力あふれる地域社会」を形成するため、地方公共団体が自らの「権限と責任」のもと、「地域のことは地域で決める」ことができる「真の地方分権社会」を実現していくべきであると考えます。

そのためには、「地方分権のビジョン」をしっかり描き、「国と地方の役割分担」を一層明確にすることはもちろんのこと、明確にされた役割分担に沿って、現在、国に集中している「権限」や「財源」を地方に積極的に移譲し、「自治行政権、自治立法権、自治財政権」の三権を備えた「完全自治体」を実現することが必要です。

また、「国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小」、「国の出先機関の見直し」などを通じた「国と地方の二重行政の解消」は、地方公共団体の自主性・自立性の向上はもとより、「国・地方を通じた行政の簡素化・効率化」にも有効です。

- 1 「地方分権改革推進法」に基づく、地方分権改革の推進にあたっては、国と地方の代表者等で構成する常設の「協議の場」を設置する等により、「地方と十分に協議」するとともに、 今春以降、順次予定されている「地方分権改革推進委員会」からの勧告を踏まえ、
 - ・国と地方の役割分担の一層の明確化
 - ・国から地方へのさらなる権限移譲
 - ・地方税財源の充実強化
 - ・国の義務付け・枠付け・関与の廃止・縮小
 - 条例制定権の拡大
 - ・国の出先機関の見直しなどを通じた国と地方の二重行政の解消

など、地方公共団体の自主性・自立性を高めるための改革を同時一体的かつ集中的に実施 してください。

- 2 「地方分権改革推進委員会」の調査審議などにおいて、関係府省の誠意ある対応を確保するとともに、国民の関心と理解を深めるよう特段の配慮を行ってください。
- 3 「地方分権改革推進法」に基づき「地方分権改革推進計画」が実施に移されるまでの間に おいても、地方分権改革のための措置を検討中であることを理由として、地方分権に向け た動きを停滞させることのないようにしてください。また、地方に関係する制度の改正を 行う場合には、本法に基づく地方分権改革と整合性がとれたものとなるよう配意してくだ さい。

2 国・地方を通じた新たな税財政制度の確立について

県担当課(室)財政課,税務課,市町村課

【提言・要望の趣旨】

平成 18 年度までの三位一体の改革の成果, 及び地方分権改革推進法の趣旨を踏まえつつ, 今後の二期改革においても、真の地方自治を確立する観点から、国と地方の税財政改革を 進めるための取組を行うこと。

特に、都市部と地方との地域間財政力格差の拡大を踏まえ、本県のような財政力の脆弱な地方公共団体においても、自らの選択と財源で、地方の個性に応じた効果的な行政サービスが提供できるよう、地方財政基盤の充実等を図ること。

中でも、地方交付税については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、必要な措置を講じ、今後とも必要となる総額を確保するとともに、財源保障・財政調整機能を 堅持すること。

【徳島県の現状と課題】

平成20年度の地方財政対策では、都市部と地方の財政力格差是正のため、地方交付税の特別枠として「地方再生対策費」が措置されるなど、一般財源総額は確保されたものの、本県経済の停滞による税収の回復の遅れも相俟って、その効果は限定的であり、三位一体改革により大幅に削減された地方交付税総額の復元には依然としてほど遠い状況にあります。

その一方で、これからの自主的、自立的な真の地方分権時代における地方公共団体の役割は、経済飛躍・中小企業対策、地球温暖化防止対策、南海地震対策をはじめとする防災対策、人口減少・少子高齢化対策、さらには食の安全・安心対策などで、ますます重要性を増しており、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の体質強化が急務となっています。

今後の国・地方を通じた新たな税財政制度については、地域間格差に配慮し、本県のような財政力の脆弱な地方公共団体においても、持続可能な地方財政基盤が確立できるよう、十分な配意が必要です。

- 1 地方税については、真の地方分権を実現するための歳入基盤の確立には、地方税源の充 実強化が不可欠であることから、今後は基幹税である地方消費税の充実を基本として、併 せて地方法人課税を抜本的に見直すなど、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地 方税体系の構築に取り組んでください。
- 2 地方交付税については、依然として拡大基調にある地域間の税源偏在・財政力格差等の 是正や、地方公共団体が法令等により義務付けられた事務事業を数多く担っていることに 鑑み、今後とも、必要となる総額を確保するとともに、財源保障・財政調整機能を充実し てください。

特に、平成 16 年度の三位一体改革に名を借りた地方交付税の大幅削減以降、本県では刻々と財政状況が悪化する中、一般財源不足に対処するため財政調整的基金も底をつくまでに減少し、更には全国的に厳しい水準となる給与削減に踏み切るなど、行財政改革に懸命に取り組んできましたが、もはや歳出の削減努力だけで住民の暮らしを支えるのは限界に達しております。

このような非常手段によらず、財政運営を可能にする一定水準の財源を確保できるよう、 基準財政需要額の妥当・適切な算定を行い、「地方交付税の復元」による財源保障機能の回 復に取り組んでください。

また, 市町村への配分については, 過疎地域など財政基盤の脆弱な市町村への重点配分と, 国土保全や環境面で広域的な貢献をしている「森林」や「中山間地域」の需要額の充実に取り組んでください。

- 3 社会資本の整備については、依然として拡大基調にある地域間格差に鑑み、今後の地域 間競争において、公平なスタートラインを確保するため、「後進地域の開発に関する公共事 業に係る国の負担割合の特例」の充実など、整備の遅れた地域・財政力の乏しい地域が、 必要な社会基盤整備に容易に取り組めるよう十分配慮してください。
- 4 国直轄事業地方負担金については、地方にとって過重な負担となっていることに鑑み、 廃止を前提に、当面は財政状況に応じた軽減に取り組んでください。

3 過疎地有償運送への支援について

県担当課(室) 西部総合県民局

【提言・要望の趣旨】

公共交通機関が充分整備されていない過疎地域等において、住民の通院等生活利便性の 向上を目的としてNPO等が実施する過疎地有償運送(有償ボランティア輸送)に対し、 運営費に対する支援制度を設けるなど、取り組みやすい制度とすること。

【徳島県の現状と課題】

本県の過疎地域においては、65歳以上の高齢者が過半数を超える、いわゆる限界集落が4分の1以上を占め、民間の交通事業者が営業していない地域も多くあります。

このような地域では、市町運営有償運送(地域バス)により移動手段の確保に努めていますが、バス停までの距離が長く、徒歩では移動が困難な集落も多数あります。

そのため、車を運転できない高齢者の移動手段の確保は重要な課題となっており、本県においては、先駆的に地域住民自らがNPO法人を組織し、過疎地有償運送を行う取り組みが始まっています。

過疎地有償運送に地域住民が従事するためには、第二種運転免許を保有するか、国が認定する講習を修了する必要があります。しかし、第二種運転免許保有者は少なく、また免許の取得には多額の費用(最低25万円程度)を要するため、多くの場合は講習会を受講することとなりますが、中四国では、講習会を開催している施設は岡山県内にしかなく、ボランティアで従事しようとする者にとって、受講料(岡山県では10,760円)や講習会会場までの交通費が大きな負担となっています。

また、山間部においては輸送距離が長いため、利用者負担が大きくなるとともに、NPO 法人等における配車事務等の経費も発生することから、事業を安定的に継続するには財政的 支援が必要となります。

過疎地有償運送について、山間部の多い過疎地域では輸送距離・時間ともに長くなる場合が多いため、利用者負担が高額にならないよう運行経費に対する支援制度を設けるとともに、配車事務など運営体制の整備や維持、講習会受講者の経済的な負担の軽減に必要な経費についても支援し、NPO法人等が取り組みやすい制度としてください。

(徳島県内の過疎地有償運送実施状況)

①法人名 NPO法人「こやだいら」

所在地 美馬市木屋平

実施地域 美馬市木屋平 (平成20年4月7日開始)

車両運転者 52名 (第二種免許証所持者4名)

利用登録者 219名

②法人名 NPO法人「ゼロ・ウェイストアカデミー」

所在地 勝浦郡上勝町大字福原

実施地域 上勝町 (平成15年10月1日開始、当初社会福祉協議会が実施)

車両運転者 18名 (第二種免許証所持者5名)

利用登録者 352名

上記2団体の他,四国では愛媛県上島町(離島)でNPO法人1団体が実施。

4 人権が尊重される社会の実現について

県担当課(室) 人権課

【提言・要望の趣旨】

人権が尊重される社会の実現を図るため、人権救済及び人権教育・啓発に関する施策に ついて、必要な措置を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

国においては、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されております。また、人権擁護施策推進法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、平成13年5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出されています。

本県においても、平成16年12月に、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の解決のために様々な施策を展開しております。また、平成19年4月には、本県の人権教育・啓発推進の中心的役割を果たす拠点として「人権教育啓発推進センター(愛称:あいぽーと徳島)」を開設し、国、市町村、民間団体等と連携を図りながら、人権教育啓発や人権相談等を実施し、人権尊重の社会づくりを進めています。

人権問題の重要な柱である同和問題については、結婚や就職に際しての身元調査行為や差別落書、インターネットを利用した差別書き込みなど、人権侵害につながる行為が後を絶たないことから、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生の防止を目的とした「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を制定するとともに、地対財特法失効後の同和問題の解決に向けての「基本方針」を策定し、施策を計画的に推進しているところです。

しかしながら、依然として様々な人権に関する課題が存在する状況を考えますと、人権教育・啓発に関する施策のなお一層の充実と迅速かつ効果的な人権救済制度の整備が必要であると考えています。

- 1 人権侵害による被害者の救済等の対応について、迅速かつ効果的に救済するための制度 を早急に確立するため、次の事項に配慮した、実効性のある人権救済機関の設置を内容と する「人権擁護法」の早期成立など、必要な措置を講じてください。
 - (1) 人権救済機関は、独立性を有するとともに、実効性のある機関とすること。
 - (2) 地域社会で生じる人権侵害に対して、簡易・迅速な救済を行うため、地方にも人権救済機関を設置すること。
 - (3) 地域社会における身近な人権擁護活動を促進するため、人権擁護委員制度の充実強化を図ること。
- 2 インターネット等を利用した悪質な差別事象が発生している状況を踏まえ、人権尊重の 視点に立ち、現行法等では対応できない事象に対応するため、差別行為の防止に向けて法 整備を含めた有効な措置を講じてください。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、「人権教育及び人権 啓発の推進に関する法律」に基づき必要な財政上の措置を講じてください。

Ⅱ 「経済飛躍とくしま」の実現

5 頑張る中小企業支援制度の創設について

県担当課(室)商工政策課

【提言・要望の趣旨】

地域独自の中小企業振興条例に基づき, 頑張る中小企業を応援する先進的な取り組みに ついて, 集中的かつ重点的に支援する制度を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

現在,地域経済は,経済のグローバル化や成熟化に伴う競争の激化,環境問題への対応など,極めて厳しい状況に置かれています。このような厳しい経営環境の中でおいてこそ,中小企業は、21世紀型の企業像を目指し,常に変革にチャレンジし,創造的な事業活動に積極的に取り組むことが求められています。

こうした中、本県においては、「経済飛躍とくしま」の実現を図るため、本県経済の中核である中小企業の振興に関する基本理念を定め、中小企業者、県、商工団体等の責務、高等教育研究機関、大企業者等の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することを目的として、本年3月に「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例」を制定したところであります。

条例に基づき、積極的な施策展開を図ることとしておりますが、とりわけ中小企業にとっては、人材育成、資金調達、技術開発、販路開拓等の様々な課題があり、その克服のためには、中小企業支援機関、科学技術振興機関、人材育成機関の連携による一元的、総合的な支援が必要であります。

また、中小企業に関する施策については、その基本理念、基本方針等を定めた「中小企業 基本法」に基づき実施されていますが、「中小企業基本法」においては、国及び地方公共団体 の責務は示されているものの、中小企業の振興に大きな役割を果たす大学をはじめとした高 等教育研究機関の責務は明記されていません。

こうした状況を踏まえ、全国においても先進的であり、新たな中小企業振興の「道標」と もいうべき地域独自の条例に基づく地域の総力を結集した取り組みについては、集中的かつ 重点的な支援が不可欠であります。

1 中小企業の振興においては、「頑張る中小企業者」が抱える人材確保・育成、資金調達、 技術開発、販路開拓、事業承継等、様々な経営課題に対する支援策をタイムリーに提供す ることが求められております。

そのため、中小企業支援機関や科学技術振興機関、さらには人材育成機関が連携して、より高度で一元的かつ総合的な「戦略的中小企業支援拠点」整備(機能連携システム構築 経費、拠点施設整備経費等)に係る交付金をはじめとした支援制度を創設してください。

2 中小企業の振興においては、大学をはじめとする高等教育研究機関が有する研究や人材 育成機能が必要不可欠であるため、中小企業基本法を改正し、高等教育研究機関の役割を 明記するとともに、高等教育研究機関がその役割を果たすために必要な経費(中小企業支 援のための研究開発経費、実践的な講座開設経費等)に対する支援制度を創設してくださ い。

6 障害者、若年者の就職支援について

県担当課(室) 雇用企画室

【提言・要望の趣旨】

障害者や若年者の職業的自立を図るため、「障害者雇用納付金制度による助成金」や「若年者トライアル雇用制度」の拡充により、障害者や若年者の就職支援を強化すること。

【徳島県の現状と課題】

本県の雇用情勢は、景気の穏やかな回復基調を受け、改善傾向にはあるものの、有効求人 倍率は全国平均を下回る状況が続いており、特に、障害者については、障害者自立支援法の 施行により、一般雇用への移行が喫緊の課題となっているにもかかわらず、依然として厳し い状況が続いております。

また、若年者については、近年、雇用形態が多様化し、非正規雇用が拡大する中、長期間にわたり、「パート」など不安定就労を余儀なくされている「年長フリーター」が社会問題となっております。

こうした中、本県においては、未来に伸びゆく「経済飛躍とくしま」の実現を目指し、平成19年度に「オンリーワン徳島行動計画(第二幕)」を策定しており、障害者の職業的自立に向け、県民運動として、障害者雇用を促進するため、「とくしま障害者雇用促進憲章」を制定し、今後、県内有識者、経済団体、障害者団体等で組織する「とくしま障害者雇用促進県民会議」を核として、事業主をはじめ広く県民の意識啓発を図るなど、障害者に対する施策を総合的に展開することとしております。

また,同計画では,若年者の職業的自立に向け,「徳島県若年者就職サポートセンター」において,職業相談から職業紹介までの雇用関連サービスを提供するとともに,県立テクノスクールにおいて職業能力開発を行うなど,積極的に事業を実施することとしております。

しかしながら、少子化による人口減少社会の到来を控えて、活力ある社会を維持するためには、「障害者雇用納付金制度による助成金」や「若年者トライアル雇用制度」の拡充により、 障害者や若年者の就職支援を強化する必要があります。

1 マンパワーや資金力が限られている中小企業において、障害者雇用を促進するためには、 障害者の能力が最大限に発揮されるよう職場環境の整備や能力開発等への総合的な支援が 不可欠であります。

つきましては、障害者雇用納付金制度による助成金において、助成率や限度額の引き上げにより、中小企業に対する制度拡充を図ってください。

2 若年者の正規雇用化に向け、「若年者トライアル雇用制度」の支給対象期間を現行の「最長3か月」を「最長6か月」へ延長するとともに、支給額を現行の1人当たり1か月「4 万円」を「5万円」へ拡充を図ってください。

また、本県では、少子高齢化が急速に進展しており、高年齢者から若年者への技能伝承 や高年齢者の雇用の場の確保が課題となっておりますが、本県の大部分を占める中小企業 において、高年齢者の雇用を維持しながら、若年者を雇用するのは難しいことから、若年 者の試行雇用と高年齢者の継続雇用等を併せて実施した場合の加算措置等を内容とする 「タンデムトライアル雇用制度(仮称)」を創設してください。

(注) タンデムとは、「二人乗り」という意味

7 農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について

県担当課(室) 農林水産政策課, とくしまブランド戦略課

【提言・要望の趣旨】

「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進にあたっては、各地域や品目の 特徴に応じた展開を図ることを基本に、主体性や独自性を活かした効果的な支援に努める こと。

【徳島県の現状と課題】

本県の農業は、企業的な経営を展開する経営体と、安定的な生産・出荷組織のもとで生産を継続する家族経営や兼業経営等の様々な経営体により成り立ち、園芸品目を中心に麦・大豆や飼料作物等を組み合わせた多様で生産性の高い農業が営まれています。

こうした生産構造を背景に、これまで、国の施策の活用と県独自のきめ細かな施策を組み合わせて農業の振興や農村の活性化に取り組み、京阪神主要市場への出荷額では全国で一、二位を占める生鮮食料供給地となっています。

このような中、本県の農業を振興していく上で、これまで以上に各地域や品目の特徴に応じた施策の展開を図ることが重要であり、地域の主体性や独自性を活かした効果的な支援が求められています。

1 野菜価格安定制度の資金造成に係る負担割合の見直しについて

野菜産地においては、近年の気象変動や輸入農産物の急増により、販売価格が低迷し、 野菜価格安定制度により経営は維持されているものの、資金造成にかかる生産者と県の負担は増大しております。さらには生産資材等のコストも上昇し、生産者の経営は悪化しております。

そこで、国産野菜産地を維持・拡大し、耕作放棄の予防と食料自給率を向上させ、安定 的な供給を確保するため、野菜価格安定制度の資金造成に係る国負担割合を水田経営所得 安定対策(収入減少影響緩和対策)並に引き上げてください。

2 輸出促進に向けた知的財産保護等への積極的取り組みについて

海外輸出は、今まで国内で培った技術やノウハウも提供することになり、その結果、輸出先での模倣品の発生や逆輸入化等の発生が危惧されます。また、品種名等が海外で商標取得され、輸出時にトラブルになるなど知的財産に関する問題が発生しております。

そこで、海外における知的財産保護のため、国において「商標」「意匠登録」「種苗登録」 等の知的財産権取得のための支援措置や監視・情報収集機関の設置を行ってください。

また、農林水産物の輸出に当たっては、「農林水産物等輸出促進支援事業」の引き続き実施を求めるとともに、県が行う輸出促進策についても支援が受けられるよう、事業の拡充を図ってください。

- 3 「強い農業づくり交付金」など交付金事業のうち「地域提案メニュー」の運用に当たっては、支援対象となる機械施設を「農業機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け農林水産事務次官依命通知)」の適用除外とし、地域の自主性や裁量性が発揮できるようにしてください。
- 4 バイオマスとして利用可能な資源作物の栽培振興について バイオマス燃料の原料として利用可能な資源作物の多収性品種を早期に育成・普及する とともに、導入した場合の栽培助成制度を創設してください。
- 5 WTO及びFTA・EPA交渉に向けての姿勢について

WTO及びFTA交渉において、わが国が主張する、日本をはじめ各国の多様な農業が 共存できる国際規律の確立を図るとともに、日豪EPA交渉についても、米、麦、牛肉、 乳製品、砂糖などの重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、断固たる態度で交渉に 臨んでください。

8 配合飼料価格の上昇に対する畜産経営安定対策について

県担当課(室) 畜産課

【提言・要望の趣旨】

畜産農家における配合飼料価格上昇の影響を緩和し、畜産経営の安定化と国産畜産物の 安定供給の確保を図るため、飼料の安定確保対策と配合飼料価格安定制度を充実・強化す ること。

さらに、生産農家の一定の所得を補償し、再生産が可能となる畜産経営安定制度を創設 すること。

【徳島県の現状と課題】

本県の畜産は、農業の基幹部門であり、安全・安心で高品質な畜産物を安定供給する重要な使命を担うとともに、生産者と畜産関係団体・行政が一体となって産地づくりに取り組んでいます。

しかしながら、近年、BSE・鶏インフルエンザの発生や国際化の進展に伴う安価な外国 産畜産物の輸入増加に加え、原油価格高騰を背景とした米国におけるバイオエタノール需要 の増加により飼料穀物価格の急騰と輸送費の上昇に伴い配合飼料価格が高騰し、畜産農家の 経営は一層厳しい状況に陥っています。

このような状況を受け、これまで県は畜産関係団体と連携し、飼料価格の上昇に対し、家 畜の生産性の向上や自給飼料の増産など畜産物の低コスト生産対策を懸命に推進しておりま すが、生産者の経営努力によるコストの吸収は限界に達しており、さらに今後においても生 産資材の上昇が懸念されるなど、畜産経営の存続が危ぶまれる非常事態となっております。

このため、国は「食料・農業・農村政策審議会」において、「平成20年度畜産物価格」が決定され、その関連対策として「畜産・酪農緊急対策」を打ち出し、配合飼料価格の高騰を反映し、すべての政策価格が引き上げられたところでありますが、これだけでは充分な対応策であるとは考えられません。今後さらに、抜本的な飼料の安定確保対策や配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化と一定の農家所得を補償し、再生産が可能となる「畜産経営安定制度」の創設が必要であると考えます。

- 1 国産飼料の生産拡大を図るため、トウモロコシの代替飼料となる飼料用米の増産対策を講じること。
 - (1) 飼料用米生産者が主食用米と同等の収入が確保できる助成制度を創設すること。
 - (2) 飼料用米の増収を図るための品種改良や飼料化のための実用化試験を推進すること。
 - (3) 飼料用米種子の安定的な確保及び供給体制を早期に確立すること。
- 2 「配合飼料価格安定制度」の適正な運営を図るため、補てん金に必要な財源を確保する とともに、今後、飼料価格が高止まりした場合においても、補てんが発動されるよう、緊 急的な特別対策を講じること。
- 3 国産畜産物の安定生産を確保するため、粗収益が家族労働費を下回った場合に補てんされる、「肉用牛肥育経営安定対策事業」と同様に、他畜種においても再生産が可能となるよう、一定の農家所得を補償する「畜産経営安定制度」を創設すること。

9 海洋観測の法的位置付けの明確化と財政措置について

県担当課(室) 農林水産総合技術支援センター企画管理課

【提言・要望の趣旨】

海洋観測は、水産業の発展・振興等に寄与する重要な調査であることから、事業として の法的位置付けを明確にするとともに、必要な観測定点及び回数を維持するための財政措 置を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

県では、明治38年から海洋観測を開始しており、現在では漁業調査船「とくしま」により、昭和43年以降、水温、塩分、栄養塩、透明度、水色、プランクトン、潮流、卵稚仔などの海洋観測を実施しております。当該調査により得られたデータは、本県漁業の効率化と水産資源の合理的な利用に用いられるなど地域水産業の発展・振興に寄与しています。また、同時に、我が国周辺水域の水産資源に関する調査・研究を行うための基礎的データとして、国に対しても情報提供を行っています。加えて、長期にわたる海洋観測の結果から得られた膨大かつ継続した貴重なデータは、解析技術の進歩と相まって、今後ますますその重要性の高まっていくことが想定されます。しかしながら、財政状況の悪化や燃油高騰などに伴い、観測に要する経費の確保も非常に厳しく、必要な観測定点や観測回数を維持することが困難になりつつあるのが現状です。

したがって、海洋観測について、事業としての法的位置付けを明確にし、今後も現状の観測定点や観測回数を維持しつつ海洋観測を継続して行うための財政措置が必要であると考えます。

- 1 海洋観測の事業としての法的位置付けを明確にしてください。
 - (1) 都道府県が行う海洋観測の事業としての必要性を明確にすること。
 - (2) 国と都道府県との役割分担を明確にすること。
- 2 都道府県が行う海洋観測について、次の財政措置を講じてください。
 - (1) 海洋観測については、広範囲な水域の網羅と継続性を確保する必要があり、気象観測等と同様、国が主体となり実施するものと考えられるが、現状については、その業務の多くの部分を都道府県が担っていることから、「強い水産業づくり交付金」のメニューのうち「資源管理に必要な情報の提供」の交付率を現状の1/2から2/3に引き上げること。
 - (2) 継続した海洋観測調査が維持できるよう調査船の修繕工事に対して「強い水産業づくり交付金」等において補助対象となるメニューを創設すること。

10 農林水産業にかかる公共事業の地方負担の軽減について

県担当課(室) 農山村整備課, 農地整備課, 森林整備課, 水産課

【提言・要望の趣旨】

地方公共団体の財政状況をかんがみて、地方の主要産業である農林水産業の活性化に資する公共事業(国庫補助)について、地方負担の軽減を図ること。

【徳島県の現状と課題】

全国において、各地方公共団体毎の社会・経済基盤の整備について大きな格差が生じてきているとともに、都市部を中心とした景気回復がみられる中、依然として地方の経済情勢の立ち後れ、ひいては都市部と地方の地方公共団体の財政力にも大きな格差が生じています。

このような中, 地方と都市部の社会・経済条件の是正を行い, 地方が自立していくための 条件整備を行うことが急務です。

農林水産業にかかる公共事業は、地方が自立していくまでの間、経済基盤の確保として必要な投資です。現在、地方公共団体の厳しい財政状況下において、公共事業の重点化・効率化が進められていますが、地方においては、地方公共団体の財源不足から、必要な農林水産業にかかる公共事業(国庫補助)の実施が困難となっている状況です。

特に、本県における主要産業である農林水産業にかかる基盤整備対策は、緊急な実施が必要であるものの、計画どおりの進捗が図れず、効果の発現が遅れている状況にあります。

地方公共団体の財政力を踏まえ、農林水産業にかかる公共事業(国庫補助)について、必要な整備を促進するため、地方財政措置の拡充や新たな補助制度の創設などにより、地方財政負担の軽減を図ってください。

1 地方財政措置の拡充

- (1) 現在,起債対象(一般公共事業債)となっていない事業・工種を新たに起債対象とすること。
- (2) 過疎地域で実施している県営事業(国庫補助)の県負担分に係る一般公共事業債について、過疎対策事業債なみの算入率とすることなどにより、算入率を引き上げること。

2 新たな補助制度の創設

平成 20 年度新規事業として農林水産省で創設された「生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業」の促進費(国費定額)と同様に、必要な整備を促進する制度などを創設すること。

11 国営土地改良事業について

県担当課(室) 農地整備課

【提言・要望の趣旨】

国営土地改良事業に係る地方負担の軽減及び事業完了後の維持管理費の軽減を図るとと もに、事業効果の早期発現を図ること。

【徳島県の現状と課題】

吉野川下流域地区,那賀川地区は本県の優良かつ重要な農業地帯であり,国営総合農地防災事業により,これらの地域に良質で安定的な農業用水を確保することは,県が重点施策として進めている「新鮮とくしまブランド戦略」の推進に大きく寄与するものであります。

しかしながら,近年,県や市町の財政状況が著しく悪化してきており,国営事業の負担金がさらに大きな影響を与える状況となっております。

また、農家においても農産物価格の低迷や安い外国産農産物の輸入により、厳しい経営を 余儀なくされております。

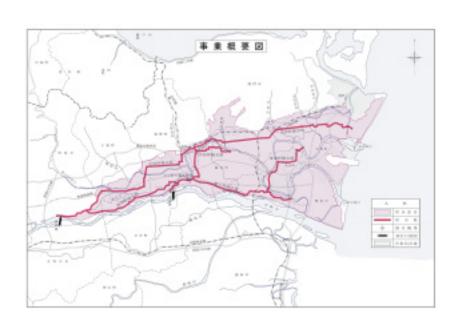
一方, 吉野川下流域地区においては, 平成19年度から里浦地区に通水が開始され, かんがい水を活用した営農が可能となっており, また, 那賀川地区においても, 改修された幹線水路が順次供用されるなど, 既に一部の事業効果が発現されております。

このようなことから、県、関係市町及び農家の負担軽減を図るとともに、事業効果の早期 発現を図ることが必要となっています。

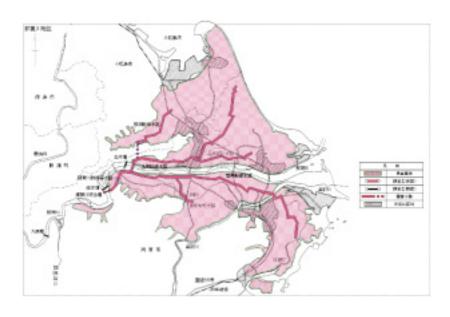
- 1 国営総合農地防災事業について、工事コストの縮減、地方財政措置の拡充、後進地特例 法における国庫補助率の嵩上率の見直しなどにより、地方公共団体の負担の軽減を図って ください。
- 2 国営総合農地防災事業により造成される施設について、維持管理費の軽減につながる施 設整備を行うことなどにより、事業完了後の維持管理費の軽減を行い、農家の負担軽減を 図ってください。
- 3 国営総合農地防災事業の効果について、造成された施設の早期供用などにより、事業期間中であっても、効果発現が拡大していくよう、事業推進を図ってください。

【事業概要図】

吉野川下流域地区



那賀川地区



Ⅲ「環境首都とくしま」の実現

12 流域下水道など汚水処理施設の整備促進について

県担当課(室)下水環境課、ゴミゼロ推進室、農山村整備課、水産課

【提言・要望の趣旨】

「環境首都とくしま」の実現を目指す本県に対し、汚水処理施設整備に係る必要な予算の 確保を図ること。

下水道未普及解消のための補助制度の拡充を図ること。

下水道の接続率の向上や経営健全化を図るための施策の拡充を図ること。

集落排水施設の整備促進に必要な地方財政措置の拡充を図ること。

浄化槽整備における助成制度の充実強化を図ること。

【徳島県の現状と課題】

「環境首都とくしま」の実現を目指している本県では、「徳島県汚水処理構想」を策定し、 地域の特性に応じた公共下水道や集落排水施設、また合併処理浄化槽などの整備を効率的か つ計画的に推進しているところです。

特に、県内一の人口密集地で整備が行われている旧吉野川流域下水道事業については、早急な整備が求められているところであり、国による財政的支援が必要不可欠であります。

下水道整備においては、都市規模による普及格差が大きく、格差是正の観点からも、未普及解消のための補助制度の拡充による面整備の促進が強く求められています。

また、下水道が整備された場合においても、高齢者など低所得者世帯では資金の調達が困難であるなどの理由により接続に消極的な事例が多く見受けられます。

さらに、供用開始初期の市町村では、起債元利償還に多額の一般会計繰出を余儀なくされているなか、「財政健全化法」の施行を控え、今後、資金計画の大幅な見直しや起債制限により、恒常的に有収水量の増加が見込めないといった状況が危惧されています。

また、高度処理に伴い増加する維持管理費については、その1/2は使用料対象経費として繰出基準から控除されていますが、高度処理による事業効果は下水道使用者の便益を増進するものではなく、受益者負担の原則からも課題があるとともに閉鎖性水域の水質保全は、国の重要な政策課題であります。

次に,集落排水事業については,事業を実施する農山漁村地域の高齢化や過疎化により活力の低下や三位一体改革による市町村の財政力の悪化により,環境に対する意識は高まっているものの汚水処理施設整備を行うことが困難な状態となっています。このため,農山漁村地域の整備促進には,地方財政措置の拡充が必要であります。

一方,市町村財政が悪化する中で,美しい潤いのある水環境を創造するためには,本県の汚水処理人口の6割を占める合併処理浄化槽整備についての助成制度の充実強化が必要であります。合併処理浄化槽整備においては,適正な維持管理を行うことができ,個人負担も少なく,計画的な整備が可能である浄化槽市町村整備事業の交付額の拡充や,維持管理負担の軽減を図るための助成制度の創設,古くから整備されてきた単独処理浄化槽や汲み取り槽を合併処理浄化槽への転換を促す,撤去費の補助の拡充が必要であります。

主管省庁局名 内閣府,総務省自治財政局,農林水産省農村振興局,水産庁,国土交通省都市・地域整備局,環境省大 臣官房廃棄物・リサイクル対策部

関係法令等 地域再生法,廃棄物の処理及び清掃に関する法律,浄化槽法,建築基準法,水質汚濁防止法,都市計画 法,下水道法,地方自治法,地方財政法,地方公共団体の財政健全化に関する法律

- 1 汚水処理施設の整備は「環境首都とくしま」の実現を目指す本県の最重要課題であり、 平成21年度においても、次の施設整備に係る予算措置を図ってください。
 - (1) 旧吉野川流域下水道の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
 - (2) 公共下水道の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
 - (3) 浄化槽の整備促進に必要な予算の確保を図ること。
- 2 下水道未普及解消のための補助制度の拡充を図ってください。 下水道処理人口普及率が全国平均に比べ著しく低い地域の補助対象範囲の拡充を図ること。
- 3 下水道水環境保全効果向上支援制度の緩和を図ってください。
 - (1) 国が補助する対象者を、生活保護受給者だけでなく、高齢者などの低所得者世帯も対象とすること。
 - (2) 接続率が9割に達している地域に限定している地区要件を接続率6割に緩和すること。
- 4 供用開始初期の下水道経営健全化に必要な地方財政措置の拡充を図ってください。 供用開始後30年未満が対象となっている「高資本費対策」について、汚水資本費が特に 高水準にある供用開始初期の市町村に対する基準財政需要額算入率を引き上げること。
- 5 高度処理に要する維持管理費に対する地方財政措置の拡充を図ってください。 高度処理に要する維持管理費について、費用の1/2を使用料対象経費とするのではな く、全額繰出基準として特別交付税措置とすること。
- 6 集落排水施設の整備促進のため、市町村の財政負担の軽減を図ってください。 市町村が集落排水事業に取り組みやすくするため、例えば、下水道事業債の元利償還金 に対する基準財政需要額算入率(45%)を引き上げることや過疎地域における過疎債の充 当限度額(起債対象額の50%)を引き上げることなどにより、市町村の財政負担の軽減を 図ること。
- 7 浄化槽整備における助成制度の充実強化を図ってください。
 - (1) 浄化槽市町村整備推進事業を取り組みやすくするために、交付率を 1/3 から 1/2 に引き上げること。
 - (2) 浄化槽市町村整備推進事業において,市町村に対して維持管理費(修繕等)を助成する制度を創設すること。
 - (3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業における撤去費補助について要件 緩和や対象の拡大を図ること。
 - ① 撤去費補助要件である「浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合に限る。」を削除すること。
 - ② 撤去費補助対象を汲み取り槽まで拡充すること。

13 環境税の創設及び同税源内における地方公共団体向け配分財源枠の確保について

県担当課(室)環境首都課

【提言・要望の趣旨】

環境税を早期に創設し、同税源内における地方公共団体向け配分財源枠を確保すること。

【徳島県の現状と課題】

平成17年2月16日に京都議定書が発効され、平成20年度から第1約束期間に突入しており、地方公共団体においても本格的な温暖化対策への取り組みが求められています。

京都議定書では、平成20年度から平成24年度までの京都議定書第1約束期間に温室効果ガスを基準年度から6%削減する目標ですが、平成18年度の総排出量は13億4,100万%と基準年度比で6.4%増加するという結果となっています。

京都議定書上の削減約束を確実に達成させるためには、国と地方公共団体の両者が地球温暖化対策事業を推進することが重要であり、その財源を確保するためには環境税の創設が不可欠であります。

本県では、平成18年3月に「とくしま地球環境ビジョン(行動計画編)」を策定し、「徳島県内における2010年の温室効果ガス総排出量を1990年比で概ね10%削減する」との目標を掲げ、その目標を達成するため、「LEDを活用した省CO2型まちづくりの推進」「豊かな森林資源の利用促進」などの重点プログラムを設定し、温室効果ガスの削減に取り組んでおります。

特に、本県では、二酸化炭素の吸収源である森林が県土の約75%を占めており、その維持補修、育林などの森林の保全・整備等の推進を80万の人口で担っている状況です。

こうした経費を含め、平成 20 年度の地球温暖化防止対策関係予算は、総額で約 220 億円に 昇っています。

そこで、環境税の創設が実現された場合には、地方公共団体が地球温暖化対策で担っている役割の重さを認め、同税源の50%を地方公共団体配分枠として確保するとともに、各地方公共団体への配分にあたりましては、森林面積等各地域の二酸化炭素吸収源の賦存量に応じたものとする必要があります。

環境税を早期に創設し、地方公共団体が地球温暖化対策で担っている役割の重さを認め、 環境税の税源の50%を地方公共団体配分枠として確保するとともに、各地方公共団体への配 分にあたりましては、森林面積等各地域の二酸化炭素吸収源の賦存量に応じたものとしてく ださい。

14 新エネルギーの普及促進について

県担当課(室) 環境首都課

【提言・要望の趣旨】

温室効果ガスの発生が少ない新エネルギーを普及促進させるため、現行制度を見直し、 電気事業者に対する発電コストに応じた価格での電力買取を義務付け、電力量料金に反映 させる措置を講じること。

地方公共団体施設への新エネルギー設備導入の整備状況に応じた交付金制度を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

地球温暖化対策の推進が望まれる中で、温室効果ガスの内、エネルギー起源の二酸化炭素が約9割を占めており、この二酸化炭素を削減させるためには、環境負荷の低い新エネルギーを今まで以上に普及促進させる必要があります。

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」により、電気事業者は、一定割合以上の量を新エネルギー設備から発電された電気の利用が義務づけられていますが、利用義務割合も低く、一般家庭に新エネルギー導入に向けた動機付けとなる仕組みとなっていないなどの課題もあり、新エネルギーの利用が普及していない現状にあります。

そのため、新エネルギーの利用が急速に進んだ他国の制度を参考に、新エネルギーの発電コストに応じた価格で買い取ることを電気事業者に義務づけ、電力量料金に反映させる措置を講ずることにより、太陽光発電など新エネルギー設備の導入に積極的に取り組まれるものと考えます。

また、本県では、一部の公的施設に太陽光発電施設を設置するなど新エネルギー設備の導入に取り組んでおりますが、まだまだ十分とは言えない状況にあります。

今後,京都議定書上の削減約束を確実に達成させるためには、地方の主要な建造物である公有施設への一層の新エネルギー設備の導入は、不可欠と考えます。そのため、民生部門で新エネルギー設備を取り入れやすい環境を整備するとともに、現行の補助制度でなく、地方公共団体の施設への新エネルギー設備導入にかかる必要経費を対象とする交付金制度が必要であります。

- 1 太陽光発電など新エネルギーの利用を更に普及促進させるため、電気事業者に対して、 新エネルギー等の発電コストに応じた価格での購入を義務づけるとともに、電力量料金に 反映させる措置を講じてください。
- 2 地球環境にやさしい太陽光発電設備など新エネルギー設備の設置を普及させるため、地 方公共団体の施設への新エネルギー設備導入にかかる必要経費を対象とする交付金制度を 創設してください。

15 地域発の地球温暖化対策の推進について

県担当課(室) 環境首都課

【提言・要望の趣旨】

本県の藍染めクールビズなどの地域独自の伝統工芸やLEDを含む環境技術など、地域発の地球温暖化対策について、その重要性を認め、推進施策を講じること。

【徳島県の現状と課題】

地域にはその地域独自の伝統工芸や環境技術があります。

本県では、クールビズとして、伝統工芸である藍染めを利用した「藍染めシャツ」を県内外に向けてPRに励むなど普及促進に取り組んでおります。こうした地域の伝統工芸を活用したクールビズを、地球温暖化対策、地域活性化の観点も含めて評価し、全国の事例をPRするなど普及促進施策を講じることが望まれます。

また、本県では、世界的に有名なLEDメーカーを核に、省エネルギー・長寿命のLEDを活用した最先端技術の研究や普及促進を図るとともに、光(照明)関連産業の集積を目指す「LEDバレイ構想」を推進しています。

LEDについては、京都議定書目標達成計画に推進方針が明記されておりますが、いわゆるポスト京都議定書の目標達成計画においても重要な柱と位置づけ、地域発の環境技術を活用した地球温暖化対策事業に対して、補助制度を設けるなどの推進施策が必要であります。

これらは、京都議定書上の削減約束を確実に達成させるために有効であると考えます。

- 1 地域の伝統工芸を活用したクールビズを地球温暖化対策,地域活性化の観点も含めて評価していただき,全国の事例をPRするなど普及促進施策を講じてください。
- 2 LEDについては、京都議定書目標達成計画に推進方針が明記されておりますが、ポスト京都議定書の目標達成計画においても重要な柱と位置づけていただき、地域発の環境技術を活用した地球温暖化対策事業に対する補助制度を設けるなど推進施策を講じてください。

16 建築物における地球温暖化対策の推進について

県担当課(室) 環境首都課

【提言・要望の趣旨】

民生部門におけるCO₂削減に向けて,建築物における省エネの取り組みをより効果的に 推進するため,新たに評価手法を開発し,わかりやすく表示する制度の創設・普及に努め るとともに,特に改修を推進するための人材育成を図ること。

【徳島県の現状と課題】

民生部門における地球温暖化対策を強力に推進していくためには、「事業所ビル」等における建物外皮の断熱構造化や高効率の空調・給湯等の建築設備の導入などの省エネルギー化を進める必要があり、国においても「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」において「省エネ判断基準」を示し、エネルギー効率の高い建築物の設置が推進されています。本県においても、「環境首都とくしま憲章」の普及啓発による生活様式の変更、「参加して

本県においても、「環境目都とくしま意卓」の普及各策による生活様式の変更、「参加して CO₂削減キャンペーン」による高効率給湯設備や太陽光発電システム等の導入促進、屋上緑 化(エコハット)・壁面緑化(エコマント)の推進、さらには、建築物への県産材の利用の促 進など、住生活を中心とした温室効果ガス削減に向けた取り組みにより、県民の環境意識・ 環境行動が高まってきています。

しかしながら、本県においては、民生部門のCO₂排出量は、基準年比3割増となっており、 省エネ法の規制対象外の中小規模の建築物が多く、また、省エネ住宅率が1割弱と低いこと などから、効果的な取り組みとして、省エネルギー型の建築物の一層の普及が望まれるとこ ろです。

このため、新築・増改築はもとより、圧倒的に多い既存ストックについても、省エネルギー対策を推進することが必要であり、耐用年数が長い、一度建築すれば改修に多額の費用を要するといった建築物の特性を踏まえ、長期的視点に立って、早い段階から、着実に、その取り組みを進めることが求められます。

一方で、省エネルギー対策を進めていく上では、建物全体としての省エネルギー性能が明らかにされていないなどその効果がわかりにくいこと、建築時の負担が大きく、運用時のメリットが見えないなどにより経済的インセンティブが働かないこと、既存ストックの省エネ改修を専門的に行う人材が不足していることなどが課題となっています。

そこで、国におかれては、これまで順次強化されてきた取り組みを踏まえつつ、さらに、 こうした課題の解決に向け、誘導的措置や規制的措置を適切に組み合わせた対応が望まれま す。

1 建築物について、建物外皮と建築設備を総合化した「新たな省エネルギー性能評価手法」 を開発し、自動車や家電製品などのように、基準への適合度合いをわかりやすく表示する 制度を創設してください。

なお、制度創設に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ・ 既存ストックの省エネ対策の推進に向けて、簡易で信頼性のある評価手法を開発すること。
- · 例えば、屋上緑化といった新たな省エネ対策も、評価できるようにすること。
- ・ 経済的メリットに関する情報を提供すること。
- 2 「省エネ判断基準」の順守が求められる「一定規模以上の住宅・建築物(既存を除く。)」 や型式認定住宅などから、まず、新たな評価制度による評価・表示を義務付け、普及を図 るとともに、これら以外の小規模な住宅・建築物や既存のものについて、評価・表示を促 進する方策を検討してください。
- 3 新築・増改築はもとより、既存ストックの省エネ対策についても、相当な専門性が求められると考えられることから、新たな評価制度による診断、これを踏まえた改修を行う人材の育成を図ってください。

17 魅力ある水辺づくり総合支援制度の創設について

県担当課(室) 河川課,流域整備企画課,砂防防災課

【提言・要望の趣旨】

魅力ある水辺の整備と利用促進を図るための取り組みについて、総合的に支援する補助 制度を創設すること。

【徳島県の現状と課題】

本県では、4月に吉野川沿いをメインコースにした「とくしまマラソン」を開催したところ、4千人を超える市民ランナーが雄大な吉野川の風景を楽しみながら駆け抜けました。

また、映画「眉山」の舞台となった新町川では地元のNPOが遊覧船を運航しており、県内外の観光客に川を活かした街づくりによる美しい水辺を紹介しています。平成17年に徳島県で開催した全国知事会の会場移動にこの遊覧船を利用したところ、他の知事からは「東洋のベニスのようだ。」と評されました。

さらに、この遊覧船は新町川から吉野川に出て今切川、旧吉野川を経て撫養川に至る新た な航路にも取り組んでいます。

今年度、観光立国の実現に向けて国土交通省に観光庁の設置が予定され、観光立国推進基本計画においても、「河川空間等の活用のための取組」などを推進することとされています。そこで、河川管理者としても河川・ダム・渓流・海岸などの素晴らしい水辺を、より美しく・魅力ある空間として整備するとともに、水辺が本来有している固有の自然環境を適切に維持管理することが必要です。

また、地域のNPOなどによる水辺を活用した「賑わいづくり」や子ども達への「環境学習」などの取組みに対する支援も必要であると考えています。

河川・ダム・渓流・海岸などの魅力ある水辺づくりのための施設整備・維持管理及び利活 用を促進する活動を総合的に支援する制度を創設してください。

- 1 河川・ダム・渓流・海岸などの魅力的な水辺を組み合わせて、「魅力ある水辺周遊空間」 としてパッケージ化して、必要な施設(船着場、ビューポイント等)の整備や良好な水辺 環境の保全と創造(特定外来生物の対策や水門の修繕等)に要する費用を補助対象とする こと。
- 2 NPOを始めとするボランティア団体等が「魅力ある水辺空間」において実施する「賑わいづくり」のための活動や「環境学習会」などのソフト事業に対する助成制度の創設を図ること。

参考(NPO法人 新町川を守る会による取り組み事例)









鍋川閘門を通過する遊覧船



クリスマスイベント

18 循環型社会の形成に向けた施策の推進について

県担当課(室)ゴミゼロ推進室

【提言・要望の趣旨】

拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し、製造業者等によるリサイクルシステムを確立すること。

【徳島県の現状と課題】

<各種製品のリサイクル制度の拡充>

毎年、膨大な量の廃棄物が発生し、不法投棄をはじめとする不適正な処理の問題や最終処分場の残余容量のひっ迫など、深刻な状況が続いております。

廃棄物問題を解決していくためには、拡大生産者責任に基づくリサイクルシステムを確立 していくことが最も有効であり、リサイクルシステムの各種製品への拡充が必要であると考 えます。

なお, リサイクルシステムの導入に当たっては, デポジット制度や処理費用の前払い方式 への変更を推進する必要があるとともに, リサイクル料金等の徴収が必要な場合は, 設定料 金のできる限り詳細な情報公開が必要であると考えます。

〈家電リサイクル制度見直しへの早急な対応〉

家電リサイクル法の施行後,テレビを中心に対象4品目の不法投棄がみられており,自治体の重大かつ喫緊の課題となっております。

国では、中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合における制度の評価・検討の報告書に基づき、制度の見直しに着手していますが、迅速な実施が必要であると考えます。

とりわけ、市町村の不法投棄対策に対する実効性のある支援制度の創設が必要であると考えております。

1 拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し、製造業者等が自ら製造等した製品について、 引取りや再使用・再生利用等を行うシステムを拡充してください。

その際,デポジット制度や処理費用の前払い方式の導入など使用済み製品等の回収を促進する方策の検討を行ってください。

また、排出者からリサイクル料金等を徴収する場合は、製造業者等がリサイクル等の義務履行に要する費用などの情報をできる限り詳細に公表して、適正な設定料金の確保を図ってください。

2 家電リサイクル制度の円滑な推進を図るため、国において、廃家電の適正排出の促進や対象品目の拡大など一定の見直し方針が示されました。

今回の見直しで措置される市町村の不法投棄対策に対するメーカー等の資金協力などの 支援制度の創設にあたっては、事前に素案を示し、市町村の意見が十分に反映された、実 際に活用しやすい仕組みとしてください。

19 地球温暖化防止に向けた森林対策の強化について

担当課(室) 林業振興課、林業飛躍プロジェクト推進室

【提言・要望の趣旨】

森林吸収源対策の目標達成に向け、間伐等の森林施業が着実に推進できるよう、森林整備に要する地方負担を軽減した施策の創設や制度の拡充を講じること。

【徳島県の現状と課題】

県土の75%を森林が占める本県では、森林は木材の供給による地域経済の振興のみならず、 県土の保全や水資源のかん養、地球温暖化の防止などの環境財として、県民生活に深くかか わっております。

このため、平成19年度から4カ年の県政運営の指針となる「オンリーワン徳島行動計画 (第二幕)」において、「林業飛躍プロジェクト」の推進と「未来を守るとくしま森林づくり」 を重点施策に位置づけ、森林を支える林業・木材産業の振興と間伐等の森林整備を積極的に 推進しています。

平成20年度から京都議定書の第1約束期間が開始されており、国民からは地球温暖化防止に貢献する森林への期待が高まるとともに、森林整備の加速的な実施が求められています。

しかしながら、林業は長期的な木材価格の低迷などにより採算性が悪化し、そのことが森 林所有者の森林離れに繋がっています。

また、多くの森林を抱える地方自治体にあっては、危機的な財政状況となっており、森林整備の必要性は十分に理解しているものの、間伐等の森林整備の事業量を拡大することは困難な状況となっており、森林吸収源対策の拡充・強化と森林整備に要する地方負担の軽減が必要であります。

「京都議定書」で認められている森林による二酸化炭素吸収量の目標の達成に向けて間伐をはじめとした森林の整備が着実に実施できるよう、次の対策を講じてください。

- 1 平成 20 年度で終了予定である「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」を継続すると ともに、未整備森林を公有林化して持続的かつ適切に管理できるよう、地方自治体による 森林の取得を事業対象に加えるなど施策の拡充を図ること。
- 2 追加的な間伐等の実施を図るため、過去3カ年の年平均事業費を上回る分の地方負担に 限定されている地方債を、これまでの森林整備への取り組み状況や地方の厳しい財政状況 を考慮し、弾力的に運用できるよう制度の拡充を図ること。

Ⅳ 「安全・安心とくしま」の実現

20 地域における医療の確保・充実について

県担当課(室) 医療政策課

【提言・要望の趣旨】

医師・看護師の養成・確保に対する支援をさらに強化するとともに, 地域において安全 で安心の医療が提供できる体制を確保するため, より効果的な施策を講ずること。

【徳島県の現状と課題】

本県の医療施設に従事する医師数は、人口 10万人当たり 270.1 人と全国第 2 位である一方、県庁所在地である徳島市とその周辺市町に約 3 分の 2 の医師が集中するなど、地域における偏在が顕著な状況となっており、特にへき地における医師の不足・高齢化が大きな課題となっています。

また, 政策的な医療を担う公的医療機関の勤務医不足が深刻な状況にあり, 小児科・産科 医師の不足が小児救急や周産期医療の提供を困難としています。

さらに、救急患者の増加等による過酷な勤務環境等を理由に、救急医療を担う医師が現場 を離れ、地域における救急医療体制の維持が困難な状況となっています。

本県においては、がんによる死亡率が昭和56年以降第1位を占め、死亡者数・死亡率とも増加傾向にあるとともに、糖尿病による死亡率は14年連続で全国ワースト1位となっており、がん・糖尿病看護に関する専門的な知識及び技術を有する看護師の育成が急務となっています。また、産科医師が不足する中、院内助産所など周産期医療の新たな形として助産師の活躍に期待が高まっており、助産師養成も重要な課題となっています。

これらのことから、県においても、「医療提供体制確保総合対策」として、医師・看護師の養成・確保対策をはじめ、限りある医療資源を効果的に活用しながら、医療提供体制を確保するための施策に積極的に取り組んでいるところですが、医師不足は全国的な課題であり、県独自の対応には限界があるため、国の責任において制度改正を含めた抜本的な対策が求められます。また、救急医療をはじめ政策的な医療を確保するための新たな制度・枠組みの構築及び都道府県の取組みに対する更なる財政支援が必要です。

「緊急医師確保対策」に基づく各種施策を積極的に推進し、都道府県が取り組む医師確保施 策に対する支援をさらに強化するとともに、医療の高度化・専門化に対応できる高い水準の 知識と技術を有する看護師の養成・確保を図るための支援策を講じるなど、地域において安 全で安心の医療が提供できる体制を確保するため、より効果的な施策を講じてください。

1 救急医療体制の確保

- (1) 各都道府県で整備している救急医療情報システムについては、リアルタイムの情報に 更新する人材が不足するなど、入力上の課題があり、有効に機能していない状況にある ことから、国において、全国統一のより効果的・効率的で、隣県の情報など広域的な活 用が可能なシステムの開発を行うとともに、都道府県の財政的負担の軽減を図り、導入 しやすいものとすること。
- (2) 救急医療現場における、いわゆる「時間外診療患者」の減少を図るためには、開業医の協力が不可欠であることから、早朝・夜間等に診療を行う診療所に対する診療報酬加算措置の更なる充実に加え、深夜開業を行う民間診療所の整備・運営に対する財政支援を講ずること。

2 公立・公的病院の医師確保等に対する支援

- (1) 公的医療機関において確保が困難とされる医師(産科,小児科,救急,へき地勤務等) の国内外における研修・研究時の経費,処遇改善のための手当等に対する財政支援を講ずること。
- (2) 勤務医の負担軽減を図るため、開業医が公的医療機関を拠点に、救急医療・小児救急 医療・周産期医療等の政策医療に積極的に参画できる仕組みを構築するとともに、財政 支援を講ずること。
- (3) 本県では、独自の取組みとして、総合診療医、産科・小児科医師等を任期付で県職員として採用し、医師が不足する公的医療機関へ派遣する制度を構築しているが、各都道府県の医療対策協議会において調整し、派遣された医師が国内外で行う研修・研究の経費等について財政支援を講ずること。

3 緊急臨時的な医師養成数増の取組

- (1) 緊急医師確保対策に基づく地元大学の医学部定員増員にあたり、地域医療プログラムの策定・実施が都道府県に義務付けられているところであるが、これに対する財政支援を講ずること。
- (2) 徳島大学が地域における医師不足の現状を打開するため、国立大学として、また、県内唯一の医師養成機関としての使命を果たすために申請している緊急医師確保対策に基づく医学部定員増について、最大の5名増員の承認をお願いしたい。

4 外国人医師の活用

- (1) 「東海地震」、「東南海·南海地震」の同時発生など、多発的な大規模災害発生時においては、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となる特例的な措置の制度化を検討すること。
- (2) 国において進められている「防災分野の二国間協力」において、現在、韓国、ロシア、インドネシアの3カ国のみとなっている相手国を拡大するとともに、「二国間協力」の中に、「医療従事者の相互派遣」について盛り込むことを検討すること。
- (3) 日本の医師免許を有しない外国人医師は、現行制度上、臨床修練制度の活用により日本国内での診療行為が可能とされているところであるが、指導医の監督の下、臨床修練指定病院においてのみの診療であること、修練期間が最長2年間であること、診療対価としての収入を得られないこと等、様々な制約が課されている。

喫緊の課題である医師不足を解消し地域の医療を確保するため、外国人医師が医師の 不足する地域の公的医療機関においても診療ができるよう制度の規制緩和措置を講ずる こと。

(4) 日本の医師免許を有しない外国人医師が、日本人医師と同等の技術を有し、日本語が 堪能であるなど、一定の要件を満たす場合において、国が認定し、医師の不足する地域 において診療行為を行うことができる制度の創設を検討すること。

5 専門性の高い看護職員の確保

- (1) 国においては、がん・糖尿病看護における臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図るため、「専門性の高い看護師育成事業」を都道府県委託により実施しているところであるが、地域における医療水準の向上と格差是正を促進するためには、熟練した技術と知識を用いた看護を実践でき、指導・教育の役割も担う看護師の存在が必要不可欠であることから、より高度で専門的な知識と技術を有する専門看護師及び認定看護師の養成に対する財政支援を講ずること。
- (2) 助産師は、妊娠、出産、産じょく期の女性や新生児の援助はもとより、女性の生涯を通じた健康への支援等幅広い役割を担っている。特に産科医不足が深刻化する中、助産師外来や院内助産所など助産師が果たす役割への期待は大きくなっていることから、徳島大学が計画している助産学専攻科の定員数の10名増員について承認をお願いしたい。

21 消費者行政の機能強化について

県担当課(室)県民くらし安全課

【提言・要望の趣旨】

消費者行政の一元化の推進に当たっては、消費者の目線に立った分かりやすく、迅速な 対応が図られるよう配慮すること。

【徳島県の現状と課題】

昨年から発生している食品の産地偽装をはじめ、賞味期限偽装や、中国製冷凍食品の中毒 事件により、食の安全・安心に対する消費者の信頼が根底から揺らいでいます。

このような中、本県においても、鳴門わかめの不適正表示が発覚し、「農林物資の規格化及 び品質表示の適正化に関する法律」や「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき指示、公 表を行ったところであります。

こうした事態に対しては、企業のコンプライアンスの低下もさることながら、行政等の初 動対応の遅れが被害の拡大を招いたと指摘されています。

現在,国において,消費者行政の一元化が検討されていますが,この検討に当たっては,消費者の目線に立った分かりやすく,迅速な対応が図られるよう,十分な配慮が必要です。

消費者行政の一元化の推進に当たっては、次の事項に十分配慮してください。

- 1 消費者行政を一元的に推進する「強い権限を持った新組織」を早急に発足させること。
- 2 不当景品類及び不当表示防止法について地方自治体との連携の強化を図るとともに県域 の事件、事故に迅速な対応が図られるよう立入権限や是正指示、排除命令等の指導及び権 限を県に一元化すること。
- 3 現行の不当景品類及び不当表示防止法では、業者間(原料供給者間)の取引における表示は、規制の対象外であるが、消費者に対する不当表示を惹起させる原因ともなるので、 業者間取引における表示も県において規制できるようにすること。